

## 備前市規則第36号

### 備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例(令和8年備前市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

#### (住宅の要件)

第3条 条例第2条第1号に規定する住宅は、次に掲げる要件をいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 床面積が55平方メートル以上の専用住宅又は住宅部分が55平方メートル以上ある併用住宅であること。
- (2) 仮設住宅等の簡易な構造でないこと。

#### (定住促進用地の区画所在地等)

第4条 条例第3条第2項に規定する定住促進用地の区画所在地、地目及び面積は、別表のとおりとする。

#### (貸付け及び譲渡の申込み)

第5条 条例第5条の規定により定住促進用地の貸付け及び譲渡を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、定住促進用地無償貸付け及び無償譲渡申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 住宅建築計画書(様式第3号)
- (3) 申込者及び同居予定者の住民票(市内に居住している者を除く。)
- (4) 市税及び延滞金の滞納がないことを証明する書類(市内に居住している者を除く。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### (譲渡等候補者の通知)

第6条 市長は、条例第6条の規定により譲渡等候補者を選定したときは、定住促進用地譲渡等候補者決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

#### (貸付け及び譲渡の契約)

第7条 条例第7条第1項に規定する契約書は、備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡契約書(様式第5号)とする。

2 市長は、やむを得ない事由により前項の契約書の内容を変更する必要があると認めるときは、内容を変更した契約書に基づき、契約の締結をすることができる。

(譲渡の申請)

第8条 条例第10条第2項の規定により定住促進用地の譲渡を受けようとする譲渡等契約者は、定住促進用地無償譲渡申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し
- (2) 住宅の登記事項証明書
- (3) 譲渡等契約者の世帯全員の住民票(市内に居住している者を除く。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(譲渡決定の通知)

第9条 市長は、条例第10条第4項の規定により定住促進用地の譲渡を決定したときは、定住促進用地無償譲渡決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(違約金)

第10条 条例第13条に規定する違約金の額は、1,000,000円とする。

(返還命令)

第11条 市長は、条例第14条に規定する定住促進用地の返還を命じるときは、定住促進用地返還命令書(様式第8号)により通知するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 区画 | 所在地           | 地目 | 面積(㎡)  |
|----|---------------|----|--------|
| 1  | 備前市鶴海2890番地21 | 宅地 | 215.27 |
| 2  | 備前市鶴海2890番地22 | 宅地 | 215.28 |
| 3  | 備前市鶴海2890番地23 | 宅地 | 215.27 |
| 4  | 備前市鶴海2890番地24 | 宅地 | 211.65 |
| 5  | 備前市鶴海2890番地25 | 宅地 | 234.73 |
| 6  | 備前市鶴海2890番地26 | 宅地 | 245.46 |
| 7  | 備前市鶴海2890番地27 | 宅地 | 245.37 |
| 8  | 備前市鶴海2890番地28 | 宅地 | 281.61 |

年 月 日

## 定住促進用地無償貸付け及び無償譲渡申込書

備前市長 様

申込者

住 所

氏 名

電話番号

定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて  
申し込みます。

### 記

- 1 希望する定住促進用地の所在地：備前市
- 2 建築する住宅の概要(予定)：別添住宅建築計画書(様式第3号)のとおり
- 3 工事予定期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 同居予定者：(氏名、続柄、生年月日、勤務先・学校名等)

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 勤務先・学校名等 |
|----|----|------|----------|
|    | 本人 |      |          |
|    |    |      |          |
|    |    |      |          |
|    |    |      |          |
|    |    |      |          |
|    |    |      |          |

### 5 添付書類

- ☐ 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ☐ 住宅建築計画書(様式第3号)
- ☐ 申込者及び同居予定者の住民票(市内に居住している者を除く。)
- ☐ 市税及び延滞金の滞納がないことを証明する書類(市内に居住している者を除く。)
- ☐ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

## 誓約書兼同意書

備前市長 様

申込者

住 所

氏 名

電話番号

私は、定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡を申し込むにあたり、下記のとおり誓約及び同意します。

### 記

- 1 定住の意思：定住促進用地に自ら居住する目的で住宅を建築し、将来にわたって定住することを誓約します。
- 2 対象者の要件の遵守：備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例第4条に規定する要件を満たすことに相違ありません。
- 3 調査への同意：私の住民登録状況及び市税等の納付状況について、市長が職権で調査することに同意します。また、同居予定者の住民登録状況及び市税等の納付状況について、市長が職権で調査することにつき、同居予定者全員から同意を得ていることに相違ありません。
- 4 実地調査への協力：住宅の建築及び居住の状況について、市長が行う実地調査を拒みません。

## 住宅建築計画書

|              |     |                                                                                                                              |        |
|--------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 住宅の仕様(予定)    | 階層  | <input type="checkbox"/> 平屋建て<br><input type="checkbox"/> 2階建て<br><input type="checkbox"/> 3階建て以上                            |        |
|              | 種類  | <input type="checkbox"/> 専用住宅<br><input type="checkbox"/> 併用住宅( )                                                            |        |
|              | 床面積 | ㎡(うち住宅部分                      ㎡)                                                                                             |        |
|              | 構造  | <input type="checkbox"/> 木造<br><input type="checkbox"/> 鉄骨<br><input type="checkbox"/> RC<br><input type="checkbox"/> その他( ) |        |
| 建 築 予 算 (概算) |     | 万円                                                                                                                           |        |
| 資 金 計 画 (予定) |     | 種類                                                                                                                           | 金額(万円) |
|              |     | ① 預貯金                                                                                                                        |        |
|              |     | ② 借入金                                                                                                                        |        |
|              |     | ③ その他( )                                                                                                                     |        |
| 建 築 業 者 (予定) |     | <input type="checkbox"/> 地元業者<br><input type="checkbox"/> ハウスメーカー<br><input type="checkbox"/> その他( )                         |        |

第 号  
年 月 日

## 定住促進用地譲渡等候補者決定通知書

様

備前市長

年 月 日付けで申込みのあった定住促進用地につき、あなたを譲渡等候補者として決定しましたので、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 決定した定住促進用地の所在地：備前市
- 2 決定した定住促進用地の面積： m<sup>2</sup>
- 3 譲渡等契約の締結期限： 年 月 日まで

※締結期限までに、市との間で備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡契約書(様式第5号)を締結しない場合は、本決定を取り消すことがあります。

備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡契約書

貸付(譲渡)人 備前市(以下「甲」という。)と借受(譲受)人 (以下「乙」という。)  
とは、備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例(令和8年備前市条例第32号。以下「条例」という。)及び備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例施行規則(令和8年備前市規則第36号。以下「規則」という。)に基づき、以下のとおり、土地の無償貸付け及び無償譲渡に関する契約(以下「本件契約」という。)を締結する。

(土地の表示)  
第1条 本件契約で貸付け及び譲渡をする対象土地(以下「本件土地」という。)は、次に記載する土地とする。

| 所在及び地番 | 地目 | 面積             |
|--------|----|----------------|
|        | 宅地 | m <sup>2</sup> |

(契約の目的)  
第2条 本件契約は、条例及び規則に基づき、乙が住宅を建築して居住することを目的とし、乙は、本件土地を他の目的に使用することができない。

(貸付けの期間)  
第3条 甲は、乙に対し、本件土地を本件契約締結の日から1年の範囲内で、無償で乙に貸し付ける。ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(用途の指定)  
第4条 乙は、本件土地を自己の住宅を建築するための敷地として使用するものとする。  
2 乙が、本件土地に建築する建物(以下「本件建物」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合しているものとし、周辺住民に迷惑を及ぼすものであってはならない。

(建築の着手)  
第5条 乙は、本件契約締結の日の翌日から起算して3か月以内に、甲が指定する建設業者との間で本件建物に係る建築請負契約を締結しなければならない。ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(居住)  
第6条 乙は、第3条の貸付期間内に本件建物を完成させ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による転入届又は転居届を行い、居住を開始しなければならない。ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(土地の譲渡)  
第7条 乙が前条により本件建物に居住を開始したときは、甲は乙の申請により本件土地を無

償で譲渡する。

(土地の所有権移転登記等)

第8条 甲は、前条により本件土地を譲渡するときは、速やかに本件土地につき、所有権移転登記(以下「登記」という。)の手續を行うことに同意するとともに、引渡しを行う。

(禁止事項)

第9条 乙は、本件土地の譲渡をした日から10年を経過するまでの間、次の行為をしてはならない。

- (1) 本件建物から乙又は乙と同居している者全員(以下「譲渡等契約者等」という。)が転出又は転居をすること。
- (2) 甲の承認を得ずに、本件建物及び本件土地を第三者に譲渡し、売却し、又は貸し付けること。
- (3) 甲の承認を得ずに、本件土地に本件建物に係る住宅ローンを借り入れる以外の目的で、第三者との間に地上権、貸借権、信託又は質権、抵当権その他の担保権を設定すること。
- (4) 甲の承認を得ずに、本件土地を他の用途に使用すること。
- (5) 甲の承認を得ずに、本件土地の形状を変更すること。

2 譲渡等契約者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 譲渡等契約者等が、社会通念上、第三者に迷惑を及ぼすと認められる行為をすること。
- (2) 譲渡等契約者等が、暴力団員等になること。

(土地の修繕義務等)

第10条 甲は、甲の契約不適合に起因するものであっても、本件土地の修繕費用については、一切負担しないものとし、本件土地の修繕管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が資格や目的を偽る等不正の手段により、本件土地を借受又は譲受したと認められるとき、又は条例、規則及び本件契約に違反したときは、本件契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けても、甲に対し、その賠償を請求できないものとする。

(違約金)

第12条 乙は、前条の規定により本件契約が解除された場合には、違約金として、金1,000,000円を、甲に支払わなければならない。

(土地の返還)

第13条 乙は、第11条の規定により本件契約が解除された場合には、自己の負担において、甲の指定する期日までに、本件土地を本件契約締結時の状態に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、甲が残置を認める場合は、その指定物に限り残置することができる。この場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わない。

2 乙は、前項に定めるところにより、本件土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本件土地の所有権の移転に必要な書類を提出しなければならない。

(改良費等の請求)

第14条 乙は、第11条の規定により本件契約が解除された場合において、自己が本件土地に投じた改良費等の有益費、修繕等の維持費その他の費用については、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第15条 乙は、本件契約に規定する事項を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、本件土地及び本件建物について、必要があるときは、その利用状況について調査し、乙に対して資料の提出又は報告を求めることができる。この場合において、乙は、その調査等を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約不適合責任)

第17条 乙は、本件契約成立後、本件土地に数量不足又は契約不適合があることを発見しても、甲に対して履行迫完、損害賠償の請求又は契約解除等を行うことができない。

(費用負担)

第18条 本件契約に係る費用、登記の費用、公租公課その他一切の費用は、乙の負担とする。

(契約の疑義)

第19条 本件契約の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本件契約から生じる一切の紛争は、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲と乙は、本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 岡山県備前市東片上126番地  
備前市  
備前市長

乙

年 月 日

## 定住促進用地無償譲渡申請書

備前市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

住宅を完成させ、居住を開始したので、下記のとおり関係書類を添えて定住促進用地の無償譲渡を申請します。

### 記

- 1 定住促進用地の所在地：備前市
- 2 住宅の完成日： 年 月 日
- 3 居住開始日： 年 月 日
- 4 添付書類
  - ☐ 住宅の建築基準法に基づく検査済証の写し
  - ☐ 住宅の登記事項証明書
  - ☐ 申請者の世帯全員の住民票(市内に居住している者を除く。)
  - ☐ その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

## 定住促進用地無償譲渡決定通知書

様

備前市長

年 月 日付けで申請のあった定住促進用地につき、本日付けであなたに無償譲渡をすることに決定しましたので、下記の通り通知します。

### 記

- 1 譲渡する定住促進用地の所在地：備前市
- 2 譲渡する定住促進用地の面積： m<sup>2</sup>

### ※注意事項

- ・速やかに定住促進用地の所有権移転登記の手続きを行ってください。
- ・登記の手続きに要する費用はすべてあなたの負担となります。
- ・本譲渡の日から10年間は、備前市定住促進用地の無償貸付け及び無償譲渡に関する条例第11条第1項(以下「条例」という。)に規定する禁止事項(転売、貸付け等をしないこと)をしないよう遵守してください。
- ・条例第11条第2項に規定する禁止事項をしないよう遵守してください。

第 号  
年 月 日

## 定住促進用地返還命令書

様

備前市長

年 月 日付けで締結をした譲渡等契約を解除したので、下記のとおり定住促進用地の返還を命じます。

### 記

- 1 返還を命じる定住促進用地の所在地：備前市
- 2 返還を命じる定住促進用地の面積： m<sup>2</sup>
- 3 返還の期限： 年 月 日まで
- 4 返還の条件：